



歯科衛生士 書き込み式 学習ノート

② 社会歯科系科目編

医歯薬出版 編

I 編

歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 1
保健生態学：衛生学／口腔衛生学／公衆衛生学

II 編

歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 2
法律・制度

III 編

歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 3
保健情報統計学

医歯薬出版株式会社

6 人口動態統計

1 出生の指標と動向 (図 7)

| | |
|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> • (相) 出生率 $= \frac{\text{出生数}}{[1]} \times 1,000$ | 人口 1,000 人あたりの出生数 |
| <ul style="list-style-type: none"> • [2] 再生産率 $= \frac{\sum_{15}^{49} \text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$ (合計特殊出生率) | 1 人の女子が一生の間に何人子どもを産むか |
| <ul style="list-style-type: none"> • [3] 再生産率 $= \frac{\sum_{15}^{49} \text{母の年齢別女兒出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$ | 1 人の女子が一生の間に何人 [5] の子どもを産むか |
| <ul style="list-style-type: none"> • [4] 再生産率 計算式省略 | 総再生産率に母親の世代の死亡 (生存率) を考慮したもの |

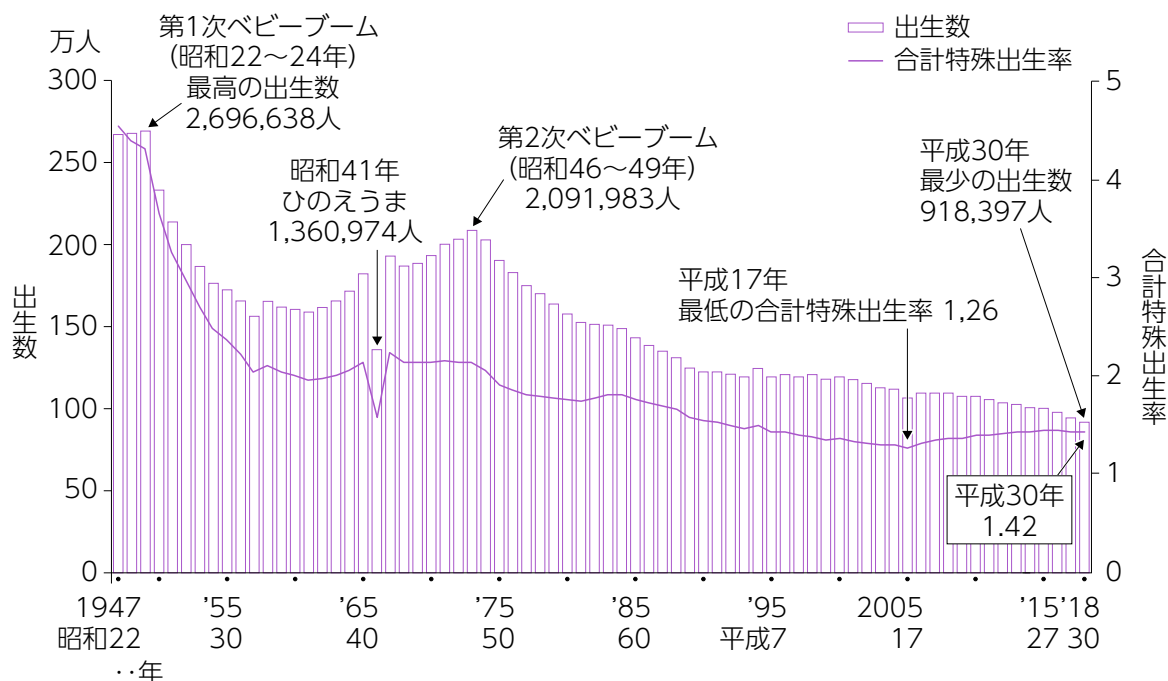


図 7 わが国の出生の動向 (「保健生態学 第 3 版」p.26 参照)

13 口腔粘膜疾患

1 歯肉炎

1) 病態による分類

[¹] 性口内炎, カタル性口内炎, びらん性口内炎, 潰瘍性口内炎, [²] 性口内炎がある.

[³] 性口内炎が最も多く, [⁴] 性口内炎は口腔カンジダが原因.

2) 部位による分類

歯肉炎, 舌炎, 口唇炎, 口角炎など

3) 原因

細菌, ウイルス, 真菌 (カンジダ) などの [⁵] .

アレルギー, がんの [⁶] ・ [⁷] 〈抗がん剤〉療法の副作用.

不良補綴物などによる [⁸] 的刺激.

4) 予防

口腔内の清潔維持, バランスのよい食生活, ストレスを避けるなど.

2 口腔癌

- 組織学的には [⁹] が最も多く, 約 [¹⁰] % を占める.
- 発生率は [¹¹] と共に増加する傾向にある.
- 主なリスクファクターは [¹²] と [¹³] 摂取.
インドなどでは [¹⁴] との関連性が報告されている.
- 予防: [¹⁵] と, 過度の [¹⁶] を避ける.

2 保健所と市町村保健センター

1) 保健所

(1) 設置基準

[¹⁵]，人口概ね 50 万人以上の [¹⁶]，人口概ね 30 万人以上の [¹⁷]，東京 23 区の [¹⁸] および地域保健法の政令で定める市が設置する。

(2) 設置状況

[¹⁹] 立の保健所が最も多く、360 か所。その他の保健所は 109 か所で、合計 469 か所（平成 30 年現在）。都道府県立の保健所は都道府県内の複数の市町村からなる保健所所管区域（保健所管区）ごとに設置されている。また、人口規模の大きな政令市（人口概ね 50 万人以上）、中核市（人口概ね 30 万人以上）および特別区（東京 23 区）は都道府県から保健行政を委譲されているので、市立、区立の保健所を設置する（図 1、2）。

(3) 業務

保健所管区内の公衆衛生の向上及び増進を図るために表 2 のような業務を行う。保健所の業務は [²⁰] 法で定められている。また、所管区域内の市町村の連絡調整や専門的技術支援なども行う（表 3）。さらに近年、大規模災害時などの [²¹] の拠点としての役割も重視されている。

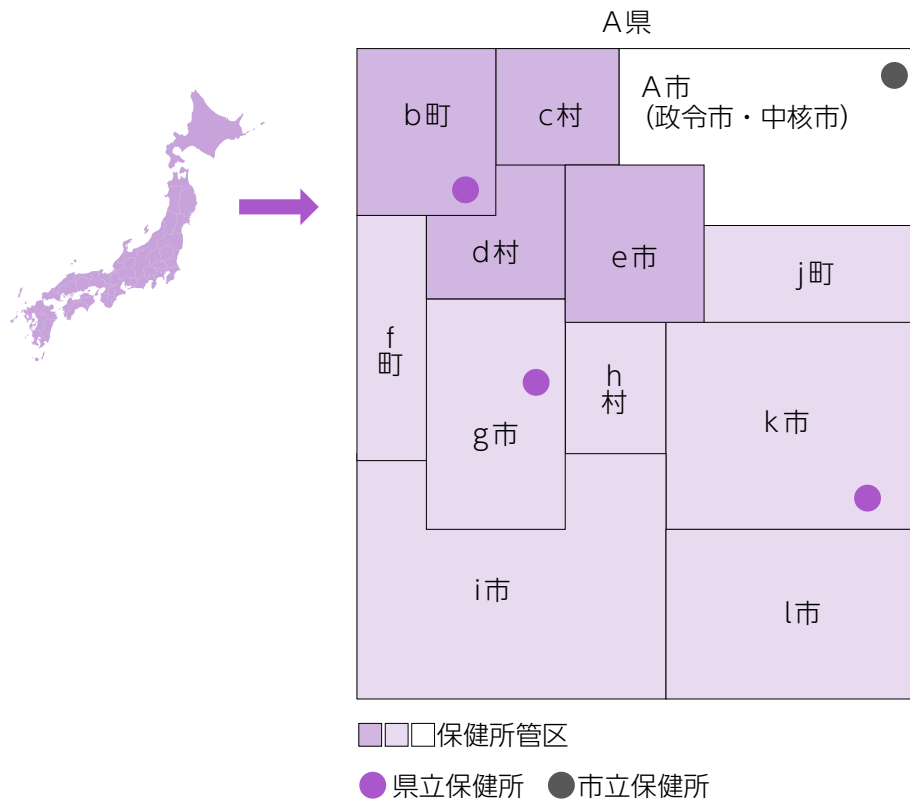


図 2 保健所設置の例（A 県の場合）

5 医療法

1 医療法の目的

- 医療法の目的は、医療を受ける者（患者）の利益の保護と、良質・適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、国民の〔¹ 〕の保持に寄与することである。

2 医療法の総則

1) 医療提供の理念

- 医療は、医療従事者と患者の〔² 〕に基づいて行われ、疾病の予防やリハビリテーションを含む良質・適切なものでなければならない。また、医療提供施設の機能に応じて効率的に、福祉サービスなどと有機的な〔³ 〕を図りつつ提供されなければならない。
- 医療従事者は、医療を提供する際、適切な〔⁴ 〕を行い、〔⁵ 〕を得るように努めなければならない。これは〔⁶ 〕を得る努力義務であり、歯科衛生士も医療従事者に含まれる。

2) 病院・診療所

- 病院は、〔⁷ 〕床以上の病床を有する医療施設である。
- 診療所は、病床を有しないか、〔⁸ 〕床以下の病床を有する医療施設である。
- 〔⁹ 〕は、他の病院や診療所からの紹介患者に対して医療を提供し、救急医療を行い、地域の医療従事者に対して研修を行うなど、地域医療を支援する機能を有し、〔¹⁰ 〕の承認を得た病院である。〔¹¹ 〕医療圏に1つ以上の設置が望ましいとされている。
- 〔¹² 〕は、高度な医療を提供・技術開発・研修できるとして、〔¹³ 〕の承認を得た病院である。おおむね〔¹⁴ 〕医療圏に1つ以上設置されている。
- 〔¹⁵ 〕は、臨床研究の実施の中核的な役割を担う病院で、〔¹⁶ 〕の承認を得た病院である。

4 歯科疾患の指数

1 う蝕の指数

1) う蝕の特徴

- 歯質には自然治癒力がないため、^[1]] 疾患である。
- 数量化の単位が必要に応じて、^[2]], ^[3]] または ^[4]] を使い分けることができる。

2) う蝕の診断基準

3) 指数

(1) DMF

D：永久歯の^[5]] う蝕歯

M：永久歯のう蝕による^[6]] 歯

F：永久歯のう蝕による^[7]] 歯

除外歯*：歯周病による^[8]] 歯・^[9]] 歯（※評価対象から除く歯）

補綴物装着のための^[10]] 歯

歯科矯正治療のための^[11]] 歯

外傷による^[12]] 歯・^[13]] 歯など

$$\text{DMF 者率} = \frac{[\text{14}] \text{ の数}}{\text{被検者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{DMF 歯率} = \frac{[\text{15}] }{\text{被検歯数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{DMF 歯面率} = \frac{[\text{16}] }{\text{被検歯面数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{DMFT 指数} = \frac{\text{全被検者における DMF 歯の合計}}{[\text{17}] }$$

$$\text{DMFS 指数} = \frac{[\text{18}] }{\text{被検者数}}$$

う蝕経験者数：D, M, F のいずれかを 1 歯以上有する被検者数

被検歯数：現在歯 + 喪失歯 - 除外歯

被検歯面数：現在歯面 + 喪失歯面 - 除外歯面

被検者数：検査を受けた者の数